



平成 20 年 3 月 13 日

各 位

会 社 名 雪 印 種 苗 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 掛 村 博 之
(コード番号 2057 東証第 2 部、札証)
問 合 せ 先 人 事 総 務 部 長 遠 藤 敏 彦
(TEL : 011-891-5911)

当社の完全子会社化のための定款の一部変更及び 全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社定款の一部変更及び当社による全部取得条項付普通株式の全部の取得について、平成 20 年 4 月 9 日開催予定の臨時株主総会及び当社普通株主による種類株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

Ⅰ. 当社の完全子会社化のための当社定款の一部変更

1. 定款一部変更の件 (1)

(1) 変更の理由

当社の親会社である雪印乳業株式会社（以下「雪印乳業」といいます。）は、平成 19 年 12 月 12 日から平成 20 年 1 月 23 日まで当社の普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行い、同社の平成 20 年 1 月 24 日付プレスリリース「雪印種苗株式会社の株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」で公表されているとおり、平成 20 年 1 月 31 日（公開買付けの決済の開始日）をもって、当社普通株式 23,183,948 株を保有するに至っております。なお、同社保有の当社普通株式に係る議決権の数は、平成 19 年 6 月 30 日現在における総株主の議決権の数 24,161 個の 95.95%であります。

雪印乳業は、本公開買付けに係る公開買付届出書等において表明しているとおり、当社を完全子会社化することを企図しております。

当社は、独自の事業戦略により成長戦略を描いてまいりましたが、直近における事業環境の変化や競合他社の動きを踏まえ、より一層の成長を目指していくためには、雪印乳業と従来以上の連携関係を構築して酪農生産者との関係強化や共同研究・共同開発の強化、更には共同の事業展開等グループとしての総合力を発揮し酪農の発展に寄与していくことがベストの戦略であると考えております。特に、配合飼料のみを扱う他の飼料会社と異なり、乳牛の飼料となる牧草・飼料作物種子も扱う当社の事業特性は、乳業メーカーである雪印乳業との一体化を強めることで、より事業戦略を強化できるものと考えております。

以上を踏まえ、当社は、以下の方法（以下、総称して「本定款一部変更等」といいます。）により当社が雪印乳業の完全子会社となることといたしました。

- ① 当社定款の一部を変更し、種類株式を発行する旨の定めを新設いたします。
- ② 上記①による変更後の当社定款の一部を変更し、当社普通株式に、当社が株主総会の決議によってその全部を取得する全部取得条項（以下「全部取得条項」といいます。）を付す旨の定めを新設いたします。なお、全部取得条項が付された後の当社普通株式

を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。

- ③ 会社法第 171 条ならびに上記①および②による変更後の定款に基づき、株主総会の決議によって、株主（当社を除きます。）から当社の全部取得条項付普通株式全てを取得し、当該取得と引換えに、当社は、各株主に対して、取得対価として当社の種類株式を交付します。この際、雪印乳業以外の各株主に交付される当社の種類株式の数は、1 株未満の端数となる予定です。

本定款一部変更の件（1）は、本定款一部変更等のうち①を実施するものであります。

会社法上、全部取得条項の付された株式は種類株式発行会社のみが発行できるものとされていることから、上記①は、当社普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更である上記②を行う前提として、当社が種類株式発行会社となるため、種類株式を発行する旨の定めを新設するものであります。かかる種類株式としては、以下の内容の A 種種類株式を設けることとしております。なお、下記Ⅱ.「全部取得条項付普通株式の取得」でご説明いたしますとおり、上記③における全部取得条項付普通株式の取得対価は A 種種類株式としております。

会社法第 171 条ならびに上記①および②による変更後の当社定款の定めに従って、当社が株主総会の決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得した場合、上記のとおり、雪印乳業以外の各株主に対して取得対価として交付される当社 A 種種類株式は、1 株未満の端数となる予定です。

株主に対する A 種種類株式の交付の結果生じる 1 株未満の端数につきましては、その合計数（ただし、会社法第 234 条第 1 項により、その合計数に 1 株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する株式は、会社法第 234 条第 2 項および第 4 項の規定に基づき、裁判所の許可を得て当社が買い取ることを予定しており、それに係る代金をその端数に応じて株主に交付します。この場合の当社 A 種種類株式の買取金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定通り得られた場合には、各株主が保有する当社普通株式数に 550 円（雪印乳業が当社普通株式に対して本公開買付けを行った際の買付価格）を乗じた金額に相当する金銭を各株主に交付できるような価格に設定することを予定しておりますが、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合などにおいては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

本定款一部変更の件（1）は、当社が種類株式発行会社となるために、A 種種類株式についての規定を設けるほか、所要の変更を行うものであります。

また、現行定款第 9 条におきましては、これまで当社は、事務負担の軽減を図るため、1,000 株を単元株式数として規定していたところ、同第 9 条は、当社普通株式について単元株式数を定めるものであるため、その趣旨を明確にするために所要の変更を行うものであります。

なお、本定款一部変更の件（1）に係る定款変更は、本定款一部変更の件（1）に係る議案が臨時株主総会で承認可決された時点で効力を生ずるものとします。

(2) 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

(下線を付した部分は変更箇所)

現行定款	変更案
第 2 章 株式 (発行可能株式総数)	第 2 章 株式 (発行可能株式総数)
第 6 条 当社の発行可能株式総数は、7,200 万株とする。	第 6 条 当社の発行可能株式総数は、7,200 万株と <u>し</u> 、当社の普通株式及び A 種種類株

<p>(新設)</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第 8 条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(単元株式数及び単元未満株券の不発行)</p> <p>第 9 条 当社の単元株式数は 1,000 株とする。</p> <p>② 当社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。</p>	<p>式の発行可能種類株式総数は、それぞれ <u>71,999,976 株及び 24 株とする。</u></p> <p><u>(A 種種類株式)</u></p> <p><u>第 6 条の 2 当社は、残余財産の分配をするときは、A 種種類株式を保有する株主(以下「A 種株主」という。)又は A 種種類株式の登録株式質権者(以下「A 種登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、A 種種類株式 1 株につき 1 円(以下「A 種残余財産分配額」という。)を支払う。A 種株主又は A 種登録株式質権者に対して A 種残余財産分配額の金額が分配された後、普通株主又は普通登録株式質権者に対して残余財産の分配をする場合には、A 種株主又は A 種登録株式質権者は、A 種種類株式 1 株当たり、普通株式 1 株当たりの残余財産分配額と同額の残余財産の分配を受ける。</u></p> <p>(株券の発行)</p> <p>第 8 条 当社は、<u>全ての種類の</u>株式に係る株券を発行する。</p> <p>(単元株式数及び単元未満株券の不発行)</p> <p>第 9 条 当社の普通株式及び A 種種類株式の単元株式数は、<u>それぞれ 1,000 株及び 1 株とする。</u></p> <p>② (現行どおり)</p>
<p>第 3 章 株主総会</p> <p>(新設)</p>	<p>第 3 章 株主総会</p> <p><u>(種類株主総会)</u></p> <p><u>第 20 条の 2 第 16 条、第 17 条、第 19 条及び第 20 条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u></p> <p><u>② 第 18 条第 1 項の規定は、会社法第 324 条第 1 項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p> <p><u>③ 第 18 条第 2 項の規定は、会社法第 324 条第 2 項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p>

2. 定款一部変更の件（2）

(1) 変更の理由

本定款一部変更の件（2）は、上記1.「定款一部変更の件（1）」の②においてご説明しておりますとおり、上記1.「定款一部変更の件（1）」に係る変更後の定款の一部を変更し、当社普通株式に、全部取得条項を付す旨の定めとして、追加変更案第6条の3を新設するものであります。本定款一部変更の件（2）に係る定款変更の効力発生により、当社普通株式は全て全部取得条項付普通株式となります。

また、下記Ⅱ.「全部取得条項付普通株式の取得」に関する議案が承認可決された場合、当社は株主（当社を除きます。）から全部取得条項付普通株式を取得しますが、当該取得と引換えに当社が株主に交付する取得対価は、上記1.「定款一部変更の件（1）」により設けられるA種種類株式とし、当社が全部取得条項付普通株式1株につき株主に交付するA種種類株式の数は、雪印乳業以外の各株主に対して当社が交付するA種種類株式の数が1株未満の端数となるように、0.0000009591株としております。

なお、本定款一部変更の件（2）に係る定款変更の効力発生日は、平成20年5月15日といたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであり、上記1.「定款一部変更の件（1）」に係る変更後の定款の規定を追加変更するものであります。なお、本定款一部変更の件（2）に係る定款変更の効力発生は、上記1.「定款一部変更の件（1）」に係る議案につき臨時株主総会においてご承認が得られること、ならびに定款一部変更の件（2）に係る同内容の議案につき臨時株主総会および普通株主による種類株主総会においてご承認が得られることを条件といたします。

（下線を付した部分は変更箇所）

現行定款	変更案
第2章 株式 (新設)	第2章 株式 <u>(全部取得条項)</u> <u>第6条の3 当社が発行する普通株式は、当社が株主総会の決議によってその全部を取得できるものとする。当社が当該取得を行う場合、当社は、普通株式の取得と引換えに、普通株式1株につきA種種類株式を0.0000009591株の割合をもって交付する。</u>

Ⅱ. 全部取得条項付普通株式の取得

1. 全部取得条項付普通株式の全部を取得することを必要とする理由

本「全部取得条項付普通株式の取得」は、上記1.「定款一部変更の件（1）」の③においてご説明しておりますとおり、会社法第171条ならびに上記Ⅰ. 1.「定款一部変更の件（1）」および上記Ⅰ. 2.「定款一部変更の件（2）」による変更後の定款に基づき、株主総会の決議によって、当社が株主（当社を除きます。）から全部取得条項付普通株式を取得し、当該取得と引換えに、以下に定めるとおり、株主に対し取得対価を交付するものであります。

上記Ⅰ. 2.「定款一部変更の件（2）」に係る変更後の定款の規定に基づき、上記の取得対価としては、上記Ⅰ. 1.「定款一部変更の件（1）」により設けられたA種種類株式とし、全部取得条項付普通株式1株につき交付されるA種種類株式の数は0.0000009591株とさせていただきます。

ております。この結果、雪印乳業以外の各株主に対して取得対価として割当てられる当社 A 種種類株式の数は、1 株未満の端数となる予定であり、このように交付される A 種種類株式の数が 1 株未満の端数となる株主に関しましては、会社法第 234 条の定めに従って、以下のとおりの 1 株未満の端数処理がなされ、最終的には現金が交付されることとなります。

当社では、本議案が承認された場合に、株主に交付されることとなる 1 株未満の端数の合計数（ただし、会社法第 234 条第 1 項により、その合計数に 1 株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の A 種種類株式について、会社法第 234 条第 2 項および第 4 項に基づく裁判所の許可を得た上で、当社が買い取ることを予定しております。この場合の当社 A 種種類株式の売却金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定通り得られる場合には、各株主が保有する当社普通株式数に 550 円（雪印乳業が当社普通株式に対して本公開買付けを行った際の買付価格）を乗じた金額に相当する金銭を各株主に対して交付できるような価格に設定することを予定しておりますが、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合などにおいては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合があります。

2. 全部取得条項付普通株式の取得の内容

(1) 全部取得条項付普通株式の取得と引換えに交付する取得対価およびその割当に関する事項

会社法第 171 条ならびに上記 I. 1. 「定款一部変更の件（1）」および上記 I. 2. 「定款一部変更の件（2）」による変更後の定款の規定に基づき、全部取得条項付普通株式の取得と引換えに、取得日（下記(2)において定めます。）において、取得日の前日の最終の当社の株主名簿（実質株主名簿を含みます。）に記載または記録された全部取得条項付普通株式の株主（当社を除きます。）に対して、その所有する全部取得条項付普通株式 1 株につき、A 種種類株式を 0.0000009591 株の割合をもって交付します。

(2) 取得日

平成 20 年 5 月 15 日といたします。

(3) その他

本件に定める全部取得条項付普通株式の取得は、定款一部変更の件（2）に係る定款変更の効力が生じることを条件として、効力が生じるものとします。なお、その他の必要事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

3. 上場廃止

本定款一部変更等の結果、当社普通株式に係る株券は、株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）及び証券会員制法人札幌証券取引所（以下、「札幌証券取引所」といいます。）の株券上場廃止基準に該当しますので、当社普通株式に係る株券は平成 20 年 4 月 10 日から平成 20 年 5 月 8 日までの間、整理銘柄に割り当てられた後、平成 20 年 5 月 9 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式に係る株券を東京証券取引所及び札幌証券取引所において取引することはできません。

III. 本定款一部変更等の日程の概要（予定）

上記定款一部変更等の概略（予定）は以下のとおりです。

取締役会決議（基準日設定）	平成 20 年 2 月 8 日（金）
基準日（臨時株主総会及び当社普通株主による種類株主総会）	2 月 25 日（月）
取締役会決議（臨時株主総会及び当社普通株主による種類株主	3 月 13 日（木）

総会招集に関する内容決定)	
臨時株主総会及び当社普通株主による種類株主総会開催	4月9日(水)
定款一部変更の件(1)の効力発生日	4月9日(水)
株券提出手続の開始日(株券提出公告及び株主・登録株式質権者への通知送付)	4月10日(木)
整理銘柄への指定	4月10日(木)
当社普通株式に係る株券の売買最終日	5月8日(木)
当社普通株式に係る株券の上場廃止日	5月9日(金)
全部取得条項付普通株式全部の取得及び株式交付の基準日	5月14日(水)
株券提出の期限	5月15日(木)
定款一部変更の件(2)の効力発生日	5月15日(木)
全部取得条項付普通株式全部の取得及び株式交付の効力発生日	5月15日(木)

以 上